

議案第 1 1 号

大野市スポーツ少年団育成事業補助金交付要綱案

令和 2 年 2 月 2 8 日 提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市における少年スポーツの活性化及び青少年の健全育成を図るため

大野市スポーツ少年団育成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市スポーツ少年団育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市における少年スポーツの活性化及び青少年の健全育成を図るため、大野市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）が実施する事業に対し補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、本部とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 育成事業 本部に登録された単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）の運営に要する経費
- (2) 指導者育成事業 指導者の育成に要する経費
- (3) 大野市スポーツ少年大会開催事業 大野市スポーツ少年大会の開催に要する経費
- (4) スポーツ安全保険（以下「保険」という。）加入促進事業 単位団に所属する団員の保険の加入促進に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 育成事業 単位団の数に3,000円を乗じて得た額とする。
 - (2) 指導者育成事業 前条第2号に規定する経費に対し、29万円を限度とする。
 - (3) 大野市スポーツ少年大会開催事業 前条第3号に規定する経費に対し、10万円を限度とする。
 - (4) 保険加入促進事業 単位団において保険に加入する指導者及び団員の数に400円を乗じて得た額とする。
- (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。